

板橋区青少年表彰要綱

(平成 22 年 4 月 19 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、他の模範となる善い行い(以下「善行」という。)をした青少年を表彰することにより、青少年の親切的な行いや奉仕活動等に対する気運を醸成し、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(主催者)

第 2 条 この事業の主催者は板橋区及び板橋区教育委員会とする。

(善行の種別)

第 3 条 善行の種別は別表に定めるものとする。

(表彰の対象者)

第 4 条 対象者は善行を行う次のいずれかに該当し、次項の要件を満たす者又は団体とする。

- (1) 板橋区内で善行を行った者又は団体
- (2) 板橋区外で善行を行った板橋区在住の者又は板橋区を活動拠点とする団体

2 対象者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 個人にあつては、推薦を受ける日の属する年度に 25 歳を迎えるまでの者。
- (2) 団体にあつては、推薦を受ける日の属する年度に 25 歳を迎えるまでの者が構成員の半数を超えているもの。

3 前 2 項の規定にかかわらず、過去にこの要綱に基づき表彰を受けたことがある者又は団体は、前条に規定する種別のうち、同一のものにより再度表彰を受けることはできない。ただし、主催者が必要と認めたときは、この限りでない。

(候補者の推薦)

第 5 条 板橋区青少年表彰の候補者(以下「候補者」という。)を推薦しようとする者は、別記第 1 号様式により、板橋区教育委員会に推薦しなければならない。

2 前項の規定による推薦のうち、個人の推薦については、候補者本人が推薦者となることできない。

(表彰審査会)

第 6 条 候補者を決定し主催者に推薦するため、表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する者 10 人以内をもって構成する。

- (1) 板橋区町会連合会の代表者
- (2) 板橋区社会福祉協議会の代表者
- (3) 板橋区青少年健全育成地区委員会連合会の代表者

- (4)板橋区文化団体連合会の代表者
- (5)一般社団法人日本善行会板橋支部の代表者
- (6)板橋区立小学校校長会の代表者
- (7)板橋区立中学校校長会の代表者
- (8)地域教育力担当部長

- 3 前項の規定に関わらず、必要に応じて学識経験者又は区民等の第三者を委員に加えることができる。
- 4 委員の任期は、委嘱又は任命があった日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置く。
- 6 会長は互選により選出し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職を代行する。
- 7 審査会は、次の各号に掲げる審査基準に基づき候補者を合議により審査し、主催者に推薦する。
 - (1) 継続性
 - (2) 努力性
 - (3) 地域貢献性
- 8 会長が必要と認めるときは、前項の規定による審査を、書面により行うことができる。
- 9 委員の謝礼は、一回につき 3,000 円とする。

(審査会の非公開)

第 7 条 審査会は非公開とする。

(表彰)

第 8 条 主催者は、審査会の推薦に基づき被表彰者を決定しこれを表彰する。

(表彰状の様式)

第 9 条 表彰状の様式は、個人の表彰にあつては別記第 2 号様式、団体の表彰にあつては別記第 3 号様式とする。

(担当)

第 10 条 この要綱に関する事務は、教育委員会事務局地域教育力推進課が担当する。

(委任)

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めのあるもののほか、教育長が定める。

付 則

本要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

本要綱は、平成 22 年 12 月 14 日から施行する。

付 則

本要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

本要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

本要綱は、平成 27 年 8 月 31 日から施行する。

付 則

本要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

本要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

別表

善行の種別

種別	内容
1. 社会福祉	高齢者及び障がいのある人たちなどへの福祉等に係わるボランティアに尽くした活動
2. 青少年育成及び指導	青少年及び青少年団体の育成及び指導に尽くした活動
3. 地域活性化	地域行事への協力及びその他の地域活性化に尽くした活動
4. 生活環境の美化及び改善	道路、河川、公園等の公共物の清掃等、地域における生活環境の美化及び改善に尽くした活動
5. 自然環境の保護及び改善	野生動物の保護、樹木又は草花の栽培等、自然環境の保護及び改善に尽くした活動
6. 歴史・文化の保存及び継承	文化財の保存・保護、伝統芸能の継承等、歴史・文化の保存及び継承に尽くした活動
7. 文化・国際交流	文化・国際交流又はこれらに類する事項に尽くした活動
8. 緊急時貢献	人命救助、防火、防犯、事故防止等に尽くした行為並びに地震、風水害等の自然災害、又は人為災害の発生時に救援救護に尽くした行為
9. その他	上記行為に属さないが、この事業の趣旨からみて表彰することが適当な行為又は活動

1～7については、推薦を受けた時点で善行を2年以上継続している者又は団体とする。

第 1 号様式

審査 使用欄	受付№

『板橋区青少年表彰』 候補者推薦書

年 月 日

行為の種別	☐ 社会福祉				☐ 青少年育成及び指導				表彰区分	☐ 個人 ☐ 団体
	☐ 地域活性化				☐ 生活環境の美化及び改善					
推薦する青少年・団体	フリガナ						フリガナ			
	氏 名 (団体名)		(個人のみ) 年齢 歳				代表者名			
	住 所 (連絡先)		〒				団体構成 (人数及び年齢層)			
			電話 ()							
	学校名 又は 勤務先名		(個人のみ)							
(学生のみ) 学年 年生										
活 動 の 概 要										
☐ 継続的行為 (2 年以上)					☐ 一時的行為 (年 月 日 ~ 年 月 日)					
期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 現在継続中					期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
回数 年間約 回 (1 回あたり約 時間)										
活動内容 動機・目的・活動場所・行為について詳しく明記してください。また、活動の様子がわかる写真がありましたら併せてご提出ください。活動内容を把握する際の参考とさせていただきます。										

(裏面に続く)

推 薦 者	
住 所	〒 電話 ()
フリガナ	
氏 名	
団体名及び 役職等	
推薦理由	

備考（事務局使用欄）

※推薦書の記入方法について

別紙「記入例」をご参照ください。

区公式ホームページでも閲覧することができます。

※推薦書のデータ入手方法について

区公式ホームページにてダウンロードすることができます。

※推薦方法

以下の提出先まで直接ご持参いただくか、郵送又はメールにてご提出ください。

※活動の様子がわかる写真の提出について

推薦書の提出と併せてご提出ください。写真がない場合等は以下の問い合わせ先までご相談ください。

※問い合わせ及び提出先

板橋区教育委員会事務局 地域教育力推進課 青少年係（板橋区役所 北館 6 階 番窓口）

〒173 - 8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

03 - 3579 - 2488

E-mail j-seisho@city.itabashi.tokyo.jp

第 2 号様式

「板橋区青少年表彰」表彰状（個人用）

表 彰 状	氏 名 様	あなたの活動は地域における 善い行いへの気運醸成に貢献し 他の青少年の模範となるもので あります よってその活動を讃え ここに表彰いたします	年 月 日	板橋区長	板橋区教育委員会 教 育 長
-------------	-------------	--	-------------	------	-------------------

第 3 号様式

「板橋区青少年表彰」表彰状（団体用）

表 彰 状	団 体 名 様	あなた方の活動は地域における 善い行いへの気運醸成に貢献し 他の青少年の模範となるもので あります よってその活動を讃え ここに表彰いたします	年 月 日	板橋区長	板橋区教育委員会 教 育 長
-------------	------------------	---	-------------	------	-------------------